のとする。

(あっせんの申請内容の変更)

- 第9条 申請者、あっせんの決定を受けた者及び資金の貸付けを受けた者は、取扱金融機関又はあっせん申請額を変更しようとするときは、熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん変更申請書(別記第3号様式)により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 申請者、あっせんの決定を受けた者及び資金の貸付けを受けた者は、生活排水処理施 設整備計画に著しい変更を加えようとするときは、知事の承認を受けなければならない。 (貸付決定の報告)
- 第 10 条 取扱金融機関は、第 8 条第 2 項の規定による借入れの申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付けを適当と決定したときは、熊本県生活排水処理施設整備資金貸付決定通知書(別記第 4 号様式)に返済予定表の写しを添付して、知事に報告するものとする。

(貸付条件の変更)

第 11 条 取扱金融機関は、融資期間、返済方法その他貸付条件に変更があったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(資金運用状況等の報告)

- 第12条 取扱金融機関は、第2条の規定により県から預託を受けた資金の毎月の運用状況 について、熊本県資金運用状況報告書(別記第5号様式)により知事に報告するものと する。
- 2 取扱金融機関は、毎年4月30日までに、資金の貸付先の返済状況を知事に報告するものとする。

(工事期間等)

- 第13条 資金の貸付けを受けた者は、工事を着工のときから6月以内に完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。
- 2 資金の貸付けを受けた者は、工事完了後直ちに、工事完了報告書(別記第6号様式) により、知事に報告しなければならない。 (遵守事項)
- 第14条 資金の貸付けを受けた者は、借入金をあっせんに係る目的以外に使用してはならない。

(あっせんの取消し)

- 第15条 知事は、第9条、第13条及び前条の規定に違反した者については、第8条第1項のあっせんを取り消すことができる。 (繰上償還)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、貸付けを受けた資金のうち当該各号に掲げる額を繰り上げて償還するものとする。
  - (1) 前条の規定によりあっせんの取消しを受けた者 全額
  - (2) 生活排水処理施設の設置について市町村の補助金の交付を受けた者 補助金額 に相当する額
  - (3) その他知事が繰上償還を必要と認めた者 知事が定める額(管理)
- 第17条 あっせんによる資金の貸付けを受けた者は、あっせんに係る生活排水処理施設を 有効に維持管理するものとする。 (雑則)
- 第 18 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則
  - この要項は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。